⑷　熟練技能の維持・継承及び活用

建設業における技能労働者については、高齢化が進む一方で入職者が減少しており、今後、熟練技能を有する高年齢層の労働者が大量に離職する中で、このまま若年者等の入職が進まなければ、将来的に技能労働者が不足し、これまで建設業を支えてきた熟練技能の維持・継承及び活用が困難な状況となる。

また、若年者を中心とした技能離れが建設産業の将来に深刻な影響を及ぼすことが危惧されるため、2028年技能五輪国際大会の日本開催等を契機として、国民一人ひとりの、技能の重要性及び必要性の理解を促進し、技能尊重気運の醸成、建設産業の活動の基礎となる技能者の育成を図ることが重要である。

ア　技能継承の促進

㋐　基幹技能者の確保・育成・活用、技能検定制度の着実な実施、特に若年者に対する積極的な受検勧奨を推進する。

㋑　ものづくりマイスター制度を通じた、若年技能者への技能継承及び地域における技能振興の取組を推進するとともに、若年者ものづくり競技大会の開催を通じた若年者のものづくり分野への積極的な誘導を推進する。

㋒　技能五輪全国大会、技能グランプリ等各種技能競技大会の実施や、技能五輪国際大会への選手派遣支援、技能者に対する各種表彰により、技能の魅力や重要性の啓発、技能の一層の向上を推進する。

㋓　児童・生徒やその親に対しては、技能やものづくりの関心を深めるため、都道府県等が設置する公共職業能力開発施設、業界団体、教育機関等関係機関との連携により、多くの人が気軽に参加できる技能体験イベントを開催する等、技能やものづくりの魅力に触れる機会を作る。

イ　若年者に対する技能指導

高年齢労働者が若年者へ建設技能を指導する方法に関する訓練を行う事業主、事業主団体等に対して支援を行う。

⑸　デジタル人材の育成

社会全体のＤＸが加速化している中、こうした変革の推進に必要なデジタル人材の確保は、様々な現場における生産性の向上につなげていくためにも、幅広い業種で重要となっている。

建設産業においても、更なる人口減少が予測されるなか、国民生活や経済活動の基盤となるインフラの整備・維持管理を将来にわたって持続的に実施するため、今後も、建設現場におけるデジタル技術の活用による省力化や生産性の向上、働き方改革を加速化する必要があり、そのためのデジタル人材の育成がより一層重要となっている。

このことから、建設現場におけるデジタル技術の活用に対応できる人材を育成するため、ＤＸを含む技術革新、産業構造の変化等に対応する職業訓練を推進する。

４　ＣＣＵＳの活用促進

⑴　業界インフラとしてのＣＣＵＳの活用促進

国土交通省と業界団体が推進するＣＣＵＳは、同システムに技能者登録されている建設技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し、適正な評価につなげる仕組みである。これまでの普及促進に向けた取組により、登録者数も一定数に達しているが、就業履歴の蓄積等、運用面では未だ改善の余地がある状況であることから、「ＣＣＵＳ利用拡大に向けた３か年計画」（令和６年７月公表）に基づくＣＣＵＳの取得メリットの拡大や、改正建設業法に基づく取組と一体となった活用の促進に向けた取組をより一層加速化し、強力に推進することが重要である。

また、「業界共通のインフラ」としての位置づけを確立していくためにも、登録が進んでいない分野等における普及拡大やＣＣＵＳの利便性の向上に向け、引き続き取組を進めることが必要である。

ア　更なる普及拡大

ＣＣＵＳの効果を最大限発揮するためには、ＣＣＵＳの土台となる技能者・事業者双方の登録が必要であることから、全ての対象者が登録されるよう、登録が進んでいない分野等に対し、ＣＣＵＳ登録のメリットを伝えながら、登録に向けた周知・啓発に取り組む。

イ　利便性向上

ＣＣＵＳのスマホアプリ（建キャリ）からマイナポータルを経由した「国家資格等情報連携・活用システム」との連携により、資格者情報の閲覧を推進する。また、労働安全衛生法の規定により携行義務のある免許証や技能講習修了証等については、「国家資格等情報連携・活用システム」との情報連携によるオンライン・デジタル化が2025年度（令和７年度）に開始されたところであり、今後は、その運用状況や資格証明の電子化・高度化の技術動向を踏まえつつ、労働安全衛生法上の資格者証と認めるための条件について検討を進める。

⑵　ＣＣＵＳによる処遇改善の推進

ＣＣＵＳのメリットの拡大に向けては、建設技能者について、経験・技能に応じた適切な処遇の改善が行われることが必要であり、その取組を推進し、担い手の確保や賃金改善につなげていくことが重要である。特に改正建設業法において、労働者の知識、技能その他能力の評価に基づく適正な賃金支払等の処遇確保が事業主の努力義務とされたことにより、ＣＣＵＳによる能力評価及び処遇改善の位置付けが大幅に強化されたことに留意が必要である。

ア　担い手確保・育成の推進

担い手不足に課題がある建設業においては、建設業を支える優秀な担い手を確保・育成することが必要であることから、若い世代が建設技能労働者として入職し、経験・技能を重ねていけるよう、ＣＣＵＳの活用によって将来の処遇のキャリアパスを明示し、キャリアに応じた技能レベルや賃金の支払について、目指すべき具体的なイメージを業界全体で共有することにより、誰もが将来像を描ける「求職者に選ばれる産業」を目指し、魅力的な職場環境づくりに取り組む必要がある。

イ　賃金改善

他の産業との比較でみると、建設業は依然として年収水準が低く不安定との印象が強いことから、ＣＣＵＳの技能レベルに応じたレベル別年収として、目標値と標準値の２つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払を推奨するとともに、標準値を下回る支払状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認すること、さらに「労務費に関する基準」を踏まえた労務費の確保・行き渡りを図ることにより、その適切な支払を促していくことが重要である。

ウ　建退共制度との連携

ＣＣＵＳと建退共制度の連携強化を進めることにより、確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減等を図ることが重要であるとの認識のもと、2025年（令和７年）10月より、ＣＣＵＳに蓄積される就業履歴情報と建退共制度の自動連携を可能としたところである。さらに、建設技能者のＣＣＵＳの技能レベル等に応じた処遇改善に資するよう、元請事業主や事業主が掛金を上乗せできる複数掛金制度の導入等の制度のあり方についても引き続き検討を進め、退職金額の水準の向上及びＣＣＵＳ・建退共制度双方の登録推進を図る。あわせて、建退共制度の掛金納付の電子化を推進するとともに、一層の加入促進及び適正履行の確保を図る。

エ　社会保険加入確認の促進

労働者単位での社会保険加入確認に当たっては、2025年（令和７年）12月に改訂された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成24年７月４日付け国土建第136号・国土建整第73号国土交通省土地・建設産業局建設業課長及び建設市場整備課長連名通知別添（最終改正令和７年12月10日））に基づき、各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、ＣＣＵＳの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認するよう周知・徹底する。